

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社三枝組
住所：千葉県茂原市茂原 1310

2. 指名停止措置期間 自 令和7年1月24日 1ヶ月
至 令和7年2月23日

3. 事実概要

株式会社三枝組及び元取締役は、法人税等を脱税したとして、令和6年11月8日、法人税法違反等の罪で千葉地方検察庁に起訴された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号に該当する。

〈指名停止措置要領別表第2第15号〉

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564